

令和5年9月29日開催

令和5年度
燕市農業委員会第6回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第6回総会 議事録

1. 開催日時 令和5年9月29日(金曜日)
午前9時30分～午前9時58分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員(25名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	22番 荻原 一郎
2番 本田 繁	12番 山田 直子	23番 山崎登美雄
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	24番 小川 芳秀
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	25番 和田 正春
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	26番 笹川 勇雄
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員(1名)

欠席 1名 21番 片桐 正敏

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

(4) 議事

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第29号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第32号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第 33 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 波多野見保

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

3 番 三浦 哲郎 4 番 土田 喜七

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席は、議席番号 21 番 片桐 正敏委員の 1 名であります。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 25 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 6 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 3 番 三浦 哲郎 委員及び</p> <p>議席番号 4 番 土田 喜七 委員をお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>事務局に会長報告第 13 号の報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 13 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号 27 番 小高字新田の畑、1 筆、671 m²、売買に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>受付番号 28 番 大関字東川根の田、計 2 筆、1,020 m²、売買に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 29 番 東太田字上枯木の田、計 2 筆、1,643 m²、売買に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 30 番 勘新字長島の畑、1 筆、343 m²、所有者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 31 番 東太田字西通端の田、計 4 筆、4,084 m²、所有者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 17 番 東太田字下新道、他の田畑、計 10 筆、2,653 m²、契約内容は使用貸借、同世帯内での貸借のため位置図は省略いたします。</p>
事務局	<p>受付番号 18 番 吉田本所字藤島、他の田、計 4 筆、8,217 m²、契約内容は贈与、位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 19 番 東太田字上枯木、他の田、計 6 筆、5,727 m²、契約内容は売買、対価は上枯木の田は 10a 当り〇円、西通端の田は 10a 当り〇円。位置図は議案資料の同じく 1 頁をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 9 月 21 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>9 月 21 日、午前 9 時 30 分より、市役所 2 階 201 会議室で、第 2 事前審査委員会、欠席なし、出席委員 13 名による審査の結果、「農地法第 3 条の規定による許可申請」3 件、異議がなかった事を報告致します。</p>

議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 29 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 29 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号 8 番 吉田鴻巣字糺の畑、1 筆、577 m²、当初計画では車両展示場 23 台を整備する計画でしたが、都合により計画を断念し、集合住宅 10 戸及び駐車場 14 台を整備するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 2～3 頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、「農地転用事業計画変更承認申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 30 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 30 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 3 番 吉田鴻巣字糺の畑、1 筆、577 ㎡、転用目的は、集合住宅 10 戸及び駐車場 14 台。位置図・土地利用計画図は、同じく議案資料 2～3 頁をご覧ください。先ほど、計画変更の受付番号 8 番で説明した案件であります。</p> <p>アパート経営をしておりますが、経営を拡大し、国道に面している利便性に優れた当該地にも集合住宅及び駐車場を建設するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果「農地法第 4 条の規定による許可申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。

議 長	次に議案第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 34 番 勘新字長島の畑、1 筆、343 m²、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借。令和 5 年 11 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 4～5 頁をご覧ください。</p> <p>転勤がきまり、親が所有する当該地を借り受け、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される場所です。</p>
事務局	<p>受付番号 35 番 源八新田字二番割の田、1 筆、1,872 m²、転用目的は家畜フン尿処理施設。契約内容は使用貸借。令和 5 年 10 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 6～7 頁をご覧ください。</p> <p>現在畜産を営んでおりますが、業務拡大のため当該地を借り受け、家畜フン尿処理施設の建設をします。申請地は、農振青地の第 1 種農地ですが、令和 5 年 6 月 29 日付けで燕市農業振興地域整備計画の用途変更が認められており、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、転用事由が相当であると判断される場所です。</p>
事務局	<p>受付番号 36 番 吉田鴻巣字糺の畑、1 筆、62 m²、転用目的は駐車場 13 台。契約内容は売買、令和 6 年 3 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 8～9 頁をご覧ください。</p> <p>当該地を購入し、既に駐車場として使用している土地と一体的に利用するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断される場所です。</p>
事務局	受付番号 37 番 水道町四丁目の田、計 2 筆、1,101 m ² 、転用目的は

事務局	<p>宅地分譲 4 区画。契約内容は売買、令和 5 年 12 月 10 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 10～11 頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおり、業務拡大のため当該地を購入し宅地分譲 4 区画を整備するものです。申請地は、第一種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断される場所とあります。</p>
事務局	<p>受付番号 38 番 大関字東川根の田、計 2 筆、1,020 m²、転用目的は資材置場及び駐車場 4 台。契約内容は売買、令和 5 年 11 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 12～13 頁をご覧ください。</p> <p>土木工事業を営んでおり、現在使用している資材置場、駐車場が借地であり、返還を求められたことから、新たに当該地を購入し資材置場及び駐車場にするものです。申請地は、工業専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断される場所とあります。</p>
事務局	<p>受付番号 39 番 吉田吉栄字五番割の田、計 7 筆、4,235 m²の内 794.5 m²、転用目的は JR 弥彦線橋りょう盛り土化工事に伴う搬入・搬出路。契約内容は賃貸借。令和 5 年 12 月 4 日までの一時転用。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 14～15 頁をご覧ください。</p> <p>JR 弥彦線の吉田西燕間において、橋りょうの盛土化工事のため、当該地を重機の搬入出路として利用するものです。申請地は、農振青地の第 1 種農地で、周辺の農地への影響を及ぼさない旨の誓約書も提出していることから転用事由が相当であると判断される場所とあります。なお、農政課と協議済みであります。</p>
事務局	<p>受付番号 40 番 井土巻字土手外の畑、1 筆、1,051 m²、転用目的集合住宅 10 戸。契約内容は売買、令和 6 年 5 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 16～17 頁をご覧ください。</p>

事務局	<p>アパート経営をしておりますが、経営を拡大し、当該地に集合住宅 10 戸を建設するものです。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 41 番 小高字淵田の田畑、計 4 筆、898 m²、転用目的は宅地分譲 4 区画。契約内容は売買、令和 5 年 12 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 18～19 頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおり、業務拡大のため当該地を購入し宅地分譲 4 区画を整備するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、「農地法第 5 条の規定による許可申請」8 件、異議がなかったことを報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 32 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第 32 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。所有権の移転であります。</p> <p>受付番号 3 番 米納津字江添の畑、計 2 筆、1,164 m²、移転時期は令和 5 年 10 月 23 日、契約内容は贈与。引渡し時期は令和 5 年 10 月 31 日。位置図は議案資料 20 頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転 1 件、異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 33 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 33 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。</p>
事務局	<p>はじめに公社借入の 10 年の農用地利用集積計画であります。</p> <p>議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 266 番 米納津字天神堂、他の田、計 5 筆、15,244 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は</p>

事務局	<p>令和 15 年 12 月 31 日までの 10 年、対価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p> <p>10 年の合計が 7 件、58,077 m²です。</p>
事務局	<p>次に、9 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 273 番 横田字前田の田、計 3 筆、4,935 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 15 年 4 月 5 日までの 9 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、5 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 274 番 庚塚の田、計 2 筆、3,075 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 10 年 12 月 31 日までの 5 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、公社貸付の 10 年の農用地利用集積計画であります。</p> <p>16 頁をご覧ください。こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 156 番 米納津字天神堂、他の田、計 6 筆、15,804 m²、設定期間は令和 15 年 12 月 31 日までの 10 年であります。</p> <p>10 年の合計が 4 件、58,077 m²です。</p>
事務局	<p>次に、9 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 160 番 横田字前田の田、計 3 筆、4,935 m²、設定期間は令和 15 年 4 月 5 日までの 9 年であります。</p>
事務局	<p>次に、5 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 161 番 庚塚の田、計 2 筆、3,075 m²、設定期間は令和 10 年 12 月 31 日までの 5 年であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画公社借入 9 件、公社貸付 6 件、異議がなかった事を報告致します。</p>

議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画を「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 32 号、第 33 号の案件につきましては、<u>10 月 5 日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第 6 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前 9 時 58 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月29日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 三浦哲郎

議事録署名委員 大田喜七
